



2024年9月27日

中国に大きく依存する EU の太陽光パネルと EV

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 篠原令子

EU（欧州連合）の経済安全保障分野の政策対応が加速している。2023年6月に初の包括的な「経済安全保障戦略」、10月に経済的相互依存の正確なリスク特定のための「重要技術リスト」、2024年1月には経済安全保障戦略の政策パッケージを発表した。2023年は「外国補助金規制」や「欧州半導体法」、「反威圧措置」等の関連法規制も施行されている。戦略策定の背景として、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻によりサプライチェーンの脆弱性や特定の国へ依存するリスクが浮き彫りになったことや米中対立の影響、外国政府による経済的威圧が増えていることが挙げられる。EUにとってウクライナ危機は、特定国へ依存するリスクを強く認識させるものであり、明言はしていないものの中国への警戒感を強めていることも大きな理由と推察される。

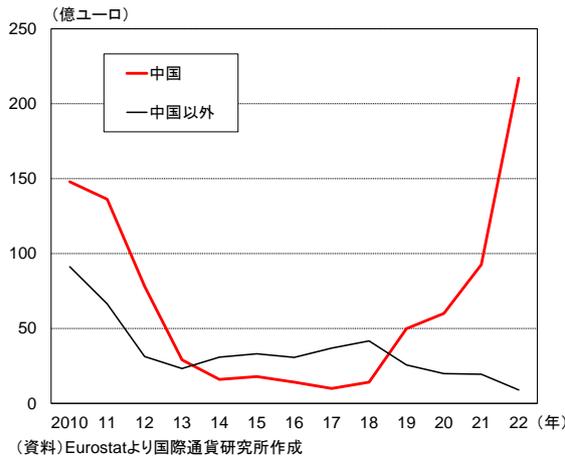
中国に対してEUはデリスキングの方針を明言¹しているが、欧州委員会が2022年に発表した戦略的依存関係の分析²によれば、レアアースとマグネシウム、太陽光パネルの世界の生産の大半は中国に集中しており、供給多様化の選択肢が限られている。EUの太陽光パネルの域外輸入の96%、風力発電タービンについては61%を中国が占めており、過度な中国依存のリスクは大きい。EUは再生可能エネルギーの利用拡大を目指す中、「重要原材料法」と「ネットゼロ産業法」で戦略的分野の対外依存度の低下を目指しているが、域内製造の拡大までの道のりは険しいとみられる。

EUでは過去にも中国製の太陽光パネル輸入急増が問題となり、2013～2018年に中国製の太陽光パネルに対して最低輸入価格と数量制限を課した。これを受けて、同期間に中国からの輸入は一時的に減少したが、欧州の生産にほとんど影響を与えなかったと指摘されており、同措置の撤廃（2018年9月）後、中国からの輸入は回復している（第1図）。このことは、一時的な対抗策を取っても欧州企業の産業競争力が強化されなければ、効果が見込めないということを示唆している。

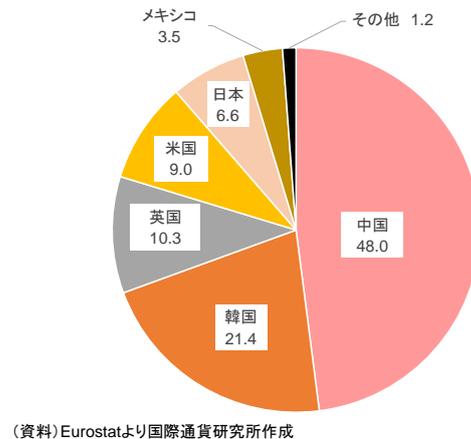
¹ European Commission, “Speech by President von der Leyen on EU-China relations to the Mercator Institute for China Studies and the European Policy Centre”, March 30, 2023 (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_23_2063)

² European Commission, “EU strategic dependencies and capacities: second stage of in-depth reviews”, SWD (2022) 41 final, February 22, 2022 (<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/48878>)

第 1 図：EU の太陽光パネル輸入相手国



第 2 図：EU の EV 輸入相手国



足許では中国製の電気自動車 (EV) への輸入関税を巡る議論が続いている。中国からの EV 輸入は 2021 年から急増し、域外からの EV 輸入のほぼ半分を占めている (第 2 図)。EU は 7 月 5 日から中国製 EV に 17.4~37.6%の暫定的な追加関税 (現行 10%に上乗せ) を発動し、8 月 20 日には最終案 (追加関税率 17.0~36.3%に修正) を公表した。5 年間の正式発動に踏み切るかは、遅くとも 10 月 30 日までに判断予定となっている。EU 加盟 27 カ国のうち 15 カ国以上が発動に反対し、かつそれらの国の人口が合計で EU 全体の 65%以上となった場合は、発動されない。加盟国の中で中国への依存度が大きく異なることから、統一した姿勢を打ち出すのは難しく、追加関税の正式発動の行方は予断を許さない。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
 All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
 Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
 Telephone: 81-3-3510-0882
 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
 e-mail: admin@iima.or.jp
 URL: <https://www.iima.or.jp>